

## 第 500 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 5 年 6 月 9 日（木）午前 10 時 00 分～午後 00 時 00 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室

3 出欠状況：

公益代表委員 井花委員、上野委員、岡崎委員、新宮委員、坪川委員  
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員  
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員（欠）、中山委員、山埜委員  
事務局 田原労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、川口室長補佐

4 議 題：

- (1) 「福井地方最低賃金審議会運営規程」について
- (2) 福井県特定最低賃金の適用労働者数等について
- (3) 第 495 回審議会答申（付帯事項）に係る報告
- (4) 最低賃金の審議日程及び特定最低賃金の審議手法について
- (5) その他

5 資 料

資料目次のとおり

6 議事

○川口補佐

本日は大変お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

賃金室長補佐の川口と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、第 55 期福井地方最低賃金審議会委員による最初の審議会でございますので、会長が選出されるまで私の方で司会進行を務めさせていただきます。

最初に、本日御出席いただいている委員の方の中には、初めて任命された方もおられますので、私の方から各委員の御紹介をさせていただきたいと思えます。

お手元にある委員名簿を読み上げまして御紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〈委員名簿を読み上げ、紹介した。〉

事務局については、事務局名簿をご覧ください。

〈事務局名簿を読み上げた。〉

○川口補佐

それでは、最初に田原労働局長より御挨拶申し上げます。局長、お願いします。

○田原労働局長

福井労働局長の田原でございます。

各委員の皆様方には、日頃から労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の審議会は、「第55期」という、新たな任期に入りましてから、最初の審議会となります。2年間の任期となりますが、皆様どうぞよろしくお願いたします。

さて、現在、政府では、「新しい資本主義の実現」に向けた取組を進めております。本年5月16日には、新しい資本主義実現会議において、「三位一体の労働市場改革の指針」が示され、この中で、最低賃金については、読み上げますと、

- ・ 昨年は過去最高の引上げ額となり、今年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。
- ・ また、地域間格差の是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる。
- ・ 今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う

とされているところです。

本年度の「骨太の方針」につきましては、まだ閣議決定されていませんが、従来の政府方針と大きく変わらない中で、本年度も目安が示されるものと思われま。毎年、最低賃金が3%程度引き上げられ、実際に賃金を引き上げなければならない人の割合、いわゆる影響率が高くなっております。足下の物価高や春闘の状況等を踏まえ、本年度も、昨年度に引き続き、厳しい議論になることが予想されますが、福井労働局としましては、経済動向や県内の実情、これまでの審議状況を踏まえつつ、審議会の円滑な運営に努めてまいります。

なお、最低賃金を円滑に引上げていくためには、企業が賃上げしやすい環境整備が必要です。福井労働局では、業務改善助成金などの支援策の活用を推進し、労働局や監督署において、最低賃金と賃金支払の徹底、賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行ってまいります。

さて、本日の審議会ですが、議題の(2)において、前回お示しした資料の訂正について、後ほど担当から説明させていただきます。本審議会でミスリードが発生した場合には、県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすおそれがあることを重々承知している中で、資料に誤りが生じたことにつきまして、お詫び申し上げます。

○川口補佐

続きまして、会長及び会長代理の選出に移りたいと思います。

選出につきましては、賃金室長より説明いたします。

○木村室長

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項において、「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されており、従来から公益委員の皆様との協議により候補者を決めていただいて、その候補者の方について皆様にお諮りする方法をとっておりますが、今回もこれらの方法でよろしいでしょうか。

〈異論等がないことを確認した。〉

ありがとうございます。それでは、本日、本会議の前に公益代表委員の皆様に御協議頂いておりますので、協議結果を報告いたします。

会長には新宮委員、会長代理には岡崎委員との結果となりました。

これらの結果につきまして、委員の皆様方の御推薦により決定していただいたという事でよろしいでしょうか。

〈異論等がないことを確認した。〉

ありがとうございます。

以降の審議会につきましては、会長に新宮委員、会長代理に岡崎委員に御就任いただき、会議の運営をお願いしたいと思います。

○川口補佐

それでは、新宮会長より御挨拶をお願いします。

○新宮会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。ただいま御指名がありました会長の新宮です。今日から 10 月頃まで長い審議が始まりますが、お忙しい中、無理して審議いただくこともあろうかと思っております。

私、長く審議会の委員を務めてまいりましたが、過去、2、3年コロナで、不測の事態がありましたし、また、現在のようなウクライナ戦争に伴い日本も影響を受けている状況にもあります。ようやくコロナも落ち着いてきて経済活動が回復しつつありますが、先行き不透明ということは、これまで先行き不透明なことがなかったことはいですけど、この審議会での審議において払拭していただきたいと思っております。

最低賃金審議会は、皆さん公労使の構成となっております。

それぞれのお立場を代行していただくとともに、公益として、会長としてお願いしたいのは、審議会メンバーの一員として、福井県の最低賃金をどうするか審議会メンバーとしてそれぞれの立場によって、質問もあるが、現場の方に説得にいただくことも御自身の使命を考えていただきたいと思っております。

ただ、代表制となると、審議会として成立しないし、どうぞ皆さんで合意に達するよう何とぞ御協力をお願いします。

○川口補佐

ありがとうございました。

続きまして、岡崎会長代理より御挨拶をお願いします。

○岡崎会長代理

ただいま会長代理を拝命しました岡崎です。かれこれ8年近くこの委員を務めております。一番最初のころは平穩、データに基づき議論が続いていたと思いますが、会長からもお話がありましたように、ここ4、5年 安倍政権の中央あたりですが、最低賃金を政策的なツールとして審議することもあり、また、昨今のコロナ、ウクライナのエネルギー危機、物価の上昇もあり、出てくるデータ外での審議も必要な状況となっています。また、この中、労働者側、使用者側と知恵をしぼりながら進めてきましたが、公益としては、福井県全体の立場となって、福井県として望ましい賃金は何かと考えております。

本年度も上がると思われまじし、現在の物価の水準、県内の経済界の状況を鑑みると審議においては、相当厳しい審議になると自身も考えているところであります。

従いまして、皆様方と協力し、知恵をいただき、福井県にとってより良い賃金とは何かと充実した審議になるよう考えております。

皆様方の御協力お願いいたします。

○川口補佐

ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、新宮会長にお願いすることといたします。よろしく申し上げます。

○新宮会長

これより、第500回福井地方最低賃金審議会を開催します。

なお、本日の審議会には1名の傍聴人がおられますことを報告します。

では、最初に定足数の確認を事務局よりお願いします。

○川口補佐

はい、報告いたします。

本日は、豊嶋委員から欠席される旨の連絡を頂いております。

よって現在、委員総数15名のうち14名の出席となっており、委員総数の3分の2以上又は各側委員の3分の1以上の御出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

○新宮会長

ありがとうございます。

今回、3名の方が新たに委員に就任されたことを紹介します。そのうち本日、出席されている坪川委員、酒井委員にそれぞれ、御挨拶を頂ければと思います。

#### ○坪川委員

はい、皆様はじめまして。私、今回から委員に加えさせていただきました坪川貞子と申します。社会保険労務士と行政書士を30年ほどやっております。社労士会の理事、行政書士会で会長をやりました。今回は、初めてこのような委員会に出させていただきました。できるだけ皆様の声を聞きながら勉強させていただき、お力になればと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○酒井委員

はじめまして、酒井尚之と申します。このようなすばらしい審議会の委員に就任し審議会に参加させていただき、大変光栄に思っております。私、株式会社アタゴのという縫製をメインとしている会社ですが、繊維産業の中でも、底辺、労働集約的産業で、かなり厳しい状況が続いているところです。また、昨今の外国人実習生の労働力の確保の課題も山積しております。

皆様の考えを拝聴させていただき、業界としては、このような状況ですと少しお話させていただきながら、御理解いただければと思っております。

慣れてませんので、御指導方よろしくお願いいたします。

#### ○新宮会長

それでは、お手元の会議次第に基づき進めます。

まず、議題(1)「福井地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局より説明をお願いします。

#### ○木村賃金室長

それでは、今後の審議会の運営に当たっての各規定の説明をさせていただきたいと思いますが、これら運営規程の説明の前に、審議会等の会議の成立要件について簡単に説明させていただきます。

審議会等の会議が成立するため条件としましては、最低賃金審議会令第5条の規定により、「委員総数の3分の2以上の出席又は各側委員の3分の1以上の出席」の要件を満たすことが成立要件となります。よって、最低賃金審議会は、公労使委員の各側2名以上、最少では6名の出席があれば成立し、各側3名で構成する専門部会においては、各側1名以上、最少では3名の出席により成立することになります。

運営規程に話を戻します。資料No1「福井地方最低賃金審議会運営規程」を御覧ください。

運営規程につきましては、第1条から9条までの規定により構成されておりますが、これらの規定のうち留意していただきたい内容及び本日協議していただきたい内容

について説明させていただきます。

最初に、第3条の小委員会に関する規定内容につきましては、「会長は、審議会の決議により、特定の議案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」と規定されています。当局においては、昨年、一昨年の審議会において、特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無に関する審議について、審議会での全員協議会のみならず、審議会の審議に先行して参考人からの聴取等が行われました。

次に、第6条の会議の公開に関する規定内容につきましては、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利等が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」とされており、第7条の議事録及び議事要旨につきましても、会議の公開と同じ理由により、議事録の一部又は全部を非公開とすることができることとされ、議事録を非公開とする場合は議事要旨を公開することになっております。

福井地方最低賃金審議会においては、これまで、審議会での採決、金額改正に係る異議申出に関する審議及び特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会について非公開として決定の上実施してきましたが、本年度の取扱いについて、本日改めて御審議いただきたいものであります。

なお、地方最低賃金審議会の公開につきましては、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で、更なる透明化が求められており、本年4月6日に取りまとめられました中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、議事の公開について、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」とされたところです。

つきましては、本年度の取扱いについて、本日改めて御審議いただきたいものであります。

併せて、会議を公開する場合の議事録や非公開とする場合の議事要旨及び会議資料の公開方法については、これまでどおり一般の閲覧等の利用に供するほか、福井労働局のホームページに電子媒体を掲載することになります。

これまで、審議会の配付資料は全て福井労働局のホームページに電子媒体を掲載してきたところですが、中には審議会の日程調整表やリーフレットなど、掲載の必要性が乏しいものもあり、これらは参考資料としてお配りし、福井労働局のホームページに掲載するものは本資料に限るようにしたいと思いますので、この点、御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は、以上です。

○新宮会長

ありがとうございました。

審議会の運営規程に関し、「会議の公開」「配付資料の取り扱い」に関する説明がありました。審議会としての取扱いについて審議させていただきたいと思えます。

「会議の公開」について、事前に公益の方で打ち合わせを持ちました。

内容は、金額改正に係る異議申出に関する審議については、より議論の透明性を確保するという観点から、原則公開とし、実質議論が必要な場合には非公開とする。

- ① 特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会については、率直な意見交換を阻害しないよう、引き続き、非公開とする。
- ② 小委員会については、全て非公開としていたところ、実質議論のみであり、これまでとおり非公開とする。
- ③ 専門部会については、全て非公開としていたところ、専門部会初日及び結審を想定する最終日に公開の準備をし、実質審議では非公開とするもの。

以上ですが、皆様の御意見を頂戴したいと思うのですが、どなたか発言はございますか。

< なし >

○新宮会長

御意見がなければ、公益（案）として、次の事項を示します。

- ① 金額改正に係る異議申出に関する審議については、より議論の透明性を確保するという観点から、原則公開とし、実質議論が必要な場合には非公開とする。
- ② 特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会については、率直な意見交換を阻害しないよう、引き続き、非公開とする。
- ③ 小委員会については、全て非公開としていたところ、実質議論のみであり、これまでとおり非公開とする。
- ④ 専門部会については、全て非公開としていたところ、専門部会初日及び結審を想定する最終日に公開の準備をし、実質審議では非公開とする。

< 全員の了解を得た >

○新宮会長

次に、「配付資料の取り扱い」について、皆様の御意見を頂戴したいと思うのですが、どなたか発言はございますか。

○木村賃金室長

こちらにつきましては、配付資料を「資料」と「参考資料」に分け、参考資料は福井労働局ホームページでは掲載しないことについて、御了解をお願いするものです。

< 全員、了解 >

○新宮会長

次に、次第の（２）福井県特定最低賃金の適用労働者数等について、事務局からの説明を求めます。

○木村賃金室長

本年３月の第４９９回審議会で配布した令和４年１２月末日現在の適用事業所数と適用労働者数について、一部に集計誤りが認められましたので、訂正させていただき説明させていただきます。

資料２は、第４９９回審議会で配付したものに、今回修正を加えたものです。

前回、お示しした適用事業所数と適用労働者数について、再確認いたしました。

その結果、「福井県紡績業、化学繊維業、織物、染色整理業最低賃金」について、織物業（E112）から細幅織物業（E1125）の分（８０事業所、８１４名）を差し引いていなかったことや、事業所を推計する際の比例按分に不備がありました。

また、全ての業種において、特定最低賃金の適用が除外される１８歳未満６５歳以上の者を労働者数から差し引く際、「最低賃金に関する基礎調査」の調査結果から算定すべきところ、同調査における復元前の生の数値をもって減じ、１８歳未満６５歳以上の労働者数を過少に差し引いていたことが判明いたしました。

これにより、２業種の適用事業所数と４業種の適用労働者数を修正させていただきものです。

つきましては、特定最低賃金の適用事業者数と適用労働者数の修正について、御了解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和３年度には基礎調査に集計ソフトのバグにより誤集計が発生し、誤った影響率による審議が実施されたことについて、県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすことを事務局としては強く自覚することを求められている中で、今回、再び不備が発生させたこと、これが委員の御指摘によって判明に至り、前回審議会から誤りが判明するまで時間を要したことについてお詫び申し上げます。

○新宮会長

前回、本年３月に開催された第４９９回審議会で配付資料についての、これを修正する報告ですが、どなたか御意見はありますか。

〈意見なし〉

では、特定最低賃金の適用使用者数、適用労働者数の修正について、本審議会は了承とさせていただきます。

○新宮会長

次に、次第の（３）第４９５回審議会答申（付帯事項）に係る報告について、事務局

からの説明を求めます。

○木村賃金室長

令和4年8月8日、第495回審議会におきまして「福井県最低賃金の改正決定について(答申)」をもって福井労働局長あて答申書をいただきました。その答申本文なお書きに、第1記載の「付帯事項」が書き添えられたところです。

本日は、この内容に対して、報告をさせていただきます。

当局としましては、答申内容は、第495回審議会会議報告として本省あて報告いたしました。

厚生労働省としましては、これら各都道府県労働局から寄せられる要望を踏まえながら、第3記載のとおり、業務改善助成金を2回にわたり拡充し、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の特例措置を延長し、社会保険料の免除等の支援策を強化するとともに、各種支援策についても弾力的な対応を実施いたしました。

また、費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備については、政府や関係省庁や関係機関等により各支援策を継続しております。

特に業務改善助成金につきましては、昨年9月、12月に拡充され、その都度、当局としましても、集中的な周知に努めたところでございます。

さらに、福井県(産業労働部労働政策課)におかれては、県独自で上乘せ支援が行われました。上乘せ支援の対象企業としては、労働局の「業務改善助成金」の支給決定を受けた中小企業です。また、支給決定額の1/10を助成するもので、申請期限は令和5年6月30日(金)まで延長となっております。

これら制度拡充と関係機関の支援により、令和4年度の業務改善助成金は通常コース、特例コース合わせて全国で7,205件(42.8%増)の申請があり、過去最高となりました。県内におきましても110件(20.9%増)の申請があったところです。

勿論これらの支援策等について、それらが十分であるとは言いきれませんが、福井労働局としましては、引き続き、最低賃金、賃金の引上げに際して、事業再構築・生産性向上に取り組む県内の中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組んで参ります。

○新宮会長

はい、ありがとうございました。

昨年8月に開催された第495回審議会答申(付帯事項)についての報告ですが、どなたか御意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

では、本報告について、本審議会は了承とします。

○新宮会長

次に、次第の(4)特定最低賃金の審議手法及び最低賃金の審議日程についてです。

本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性審議における小委員会の設置については、本年3月に開催された第499回審議会において、今回、皆様と議論したいと申し上げていたところです。

本年度、小委員会を設けるかどうかについて、労働者側、使用者側から御意見を伺い、事務局からの説明を聞いたうえで、決めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〈審議の方法について了解した。〉

過去2回特定最低賃金の審議の必要性を審議するにあたり、当審議会もそれぞれ産業ごとの状況について動向をきちんと聴取したうえで、審議したほうがよいのではないかと、小委員会という形で2年間やってまいりました。

なかなかこれも審議会にうまく活かされたのかということとどうなのかといった感じでした。いたずらに時間をかけたただけになっていなかったか、というようなことも考えたわけです。

どういう形で特定最低賃金の審議の土台を確保するかといったことが依然として課題であります。特定最低賃金は労使のイニシアティブということが強調されていると同時に、その決定は全会一致と制約があるうえで行われるものです。なので、十分理解がないと決めるのがなかなか好ましくないと考えております。今年どうするかということです。

#### ○新宮会長

本年度、小委員会を設けるかどうかについて、事務局も考えていただいたようですので、説明を求めます。

#### ○木村賃金室長

参考資料を用いて説明させていただきます。

委員説明資料〈特定最低賃金編〉を御覧ください。

1頁ですが、特定最低賃金は、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものであり、適用対象使用者や適用対象労働者が細かく規定されています。その決定は労使のイニシアティブにより決まるもの。地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければなりません。

6頁ですが、特定最低賃金の決定・改正までのプロセスは、関係労使からの申出(県内は全て労働協約ケース)がありますと、労働局長は審議会に対し改正決定の必要性の有無について諮問いたします。

審議会では、必要性審議のために小委員会や専門部会を設置し、改正決定の必要性を審議していただきます。その際、必要性を認めるに当たっては、審議会における全会一致に限ると運用されています。

必要性が認められた場合には、労働局長が改めて諮問をし、改正のための金額を審議していただき、改定額の答申をしていただく流れとなります。

当最低賃金審議会においては、参考資料「特定最低賃金の審議の流れ（小委員会設置の前後）」を御覧ください。

令和3年度以降、特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無に関する審議について、審議会の審議に先行して小委員会を設け参考人からの聴取等が行われました。小委員会を設置していなかった令和2年度と、小委員会を設置した昨年度の実績は、資料のとおりです。

次に、関係労使のイニシティブ発揮について説明させていただきます。

最低賃金決定要覧（令和5年度版）223頁に平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承の中央最低賃金審議会産業別賃金制度全員協議会報告の記載がありますので、こちらを御覧ください。

224頁に（1）①関係労使当事者の意思疎通では、改正申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましく、関係労使当事者間とは労働協約締結当事者の使用者（使用者団体を含む。）又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すと示されているところです。

また、②では、必要性審議について、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討すること、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、実質的な審議が行われることを期待すると示されているところです。

これらの中賃全員協議会報告や、これまでの当審議会での委員の御発言を踏まえ、本年度の審議の在り方について、大きく2点提案いたします。

机上配付資料「特定最低賃金の審議手法（検討用ペーパー）」を御覧ください。

大きな1点目の提案は、関係当事者間の意思疎通の促進の方策についてです。2つ考えてみました。

一方は引き続き、小委員会を設置するものです。仮に、小委員会を設置する場合には、次回の審議会でも小委員会委員の指名について、御審議いただくこととなりますので、本日、少なくとも構成まで御審議いただければ幸いです。

もう一方は、事前の関係労使協議の場を設け、必要性審議の前に話し合いを持っていただくよう促すものです。

この話し合いの内容が必要性審議に反映されるよう、各側の本審委員に入ってくださいことを想定していますが、活動そのものは審議会外活動と想定しています。

本審委員に入ってくださいながら審議会外活動とする理由は、各側の本審委員は、審議会において各側を代表していただく必要がありますので、審議会に際し、本協議の場が事前に関係当事者から意見を聴取する機会としていただけるものと想定しています。

よって、参加者は各側の本審委員にて調整していただくことを想定しております。

もちろん、これら想定については、いかように変更していただいても差し支えございません。

次に、大きな2点目の提案は、特定最低賃金に係る審議時間を確保するための方策です。

これまでの議事録を拝読しますと、特定最低賃金の意義について議論する機会を求める御意見がございました。そこで、次回7月3日(月)の第501回本審(地賃諮問)において、特定最低賃金の意義について議論する時間を設けては如何かというものです。

また、小委員会を設けない場合ですが、必要性の審議(本審)において、関係当事者間の方を参考人として招致し、意見を伺う機会も必要になるかと思ひまして、これまで1日間だった必要性審議を本年度2日間に分けて実施しては如何かというものです。以上、提案でございました。

私からの説明は、以上です。

○新宮会長

では、労働者側からいかがでしょうか。

<意見なし>

○新宮会長

使用者側はどうでしょうか。

<意見なし>

○新宮会長

実は、公益側も審議会前にいろいろと検討しました。

- ・小委員会の設置の必要性について
- ・小委員会を設置しない場合について
- ・小委員会に代わる事前の関係労使協議の場の設置の必要性について
- ・今日における特定最低賃金の意義を議論する機会の必要性について
- ・必要性審議(全員協議会)を2日間とする必要性について

検討する時間も必要かと思ひますので、本年度の特定最低賃金の審議手法について、次回までに各側検討願います。

<労働者側了解、使用者側了解>

なお、特定最低賃金ですが、業種ごとに必要性の審議を行う。これは原則ですのでお願いしたいです。この決定の予備段階として、どのようにするのが望ましいかということ。これが趣旨です。小委員会の方式で去年のようにやるか、あるいは労使イ

ニシアティブで直接、労使必要な、それぞれの産業を代表する方に来ていただいて議論していただく方法もありますし、労使イニシアティブで業界のほうで確認していただき必要性審議に入る方法もあります。3番目は、もともとやってたことですが、小委員会をせず、必要性の審議から入るといったものもあります。次回の審議会で改めて確認するというところでよろしくお願いたします。

○新宮会長

最後に、次第の（5）その他ですが、委員の方々に特にございませんでしょうか。

〈発言なし〉

なければ、事務局から配付資料の説明を求めます

○木村賃金室長

クリップ止めの資料を説明させていただきます。

資料No.4（9頁）の「福井県最低賃金の推移」を御覧ください。

この資料につきましては、福井県最低賃金に関する過去10年分の推移状況を記載しております。

具体的な内容についてですが、引上げ率は、平成28年以降、年3%以上の引上げが毎年実施されております。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による経済、雇用等の悪化により、中賃からの目安額が示されず、結果として1円（0.12%）の引上げとなった年です。

目安額との比較では、平成27年度以降、引上げ額は目安額と同額で推移しています。

結審方法としましては、平成27年及び令和元年には、「審議会令第6条第5項」の取扱いにより、全会一致による専門部会での結審となり、それ以外の年につきましては、審議会令第5条第3項に基づく審議会での採決による結審となっております。

資料No.5（11頁）の「福井県最低賃金額と一般賃金水準等との比較」を御覧ください。

一覧表の構成としましては、縦軸が平成25年から令和4年まで過去10年間の年次別、横軸は「福井県最低賃金額」「（規模別の）福井県所定内給与月額」「（男女別の）福井県高卒初任給与月額」「福井県女性パートの賃金（時間給）」の区分となっております。

左欄から福井県最低賃金額に関する年次別の記載がされ、最低賃金額の左右に鍵括弧による数字が記載されておりますが、これは、その年の最低賃金額に毎月勤労統計調査の規模別（規模5人以上または規模30人以上）の月間の所定内労働時間数を乗じた数値（令和4年度は131.3時間、135.8時間）を記載しており、左欄が規模5人以上、右欄が規模30人以上の月間所定内労働時間数により算定した額となっております。

また、福井県所定内給与、福井県高卒初任給与月額の左右の（ ）内の数字は、最低

賃金欄の鍵括弧内の数字との比率をそれぞれ記載しております。

右側の欄は、今ほどの最低賃金、所定内給与、高卒初任給等（令和元年度）の実額に対し、平成27年度又は令和2年度を100とした場合のそれぞれの指数、「福井市消費者物価指数」については、令和2年度を100とした場合の指数が記載しております。さらに、その右の欄には、厚生労働省労使関係担当参事官室調べによる全国の企業規模1,000人以上の春季賃上げ率（過去10年間では最高2.38%、最低1.80%）を記載しております。

次に、資料No.6（13頁）「種別・求職賃金情報」ですが、令和4年3月、4月と令和5年3月、4月の同じ時期2年分の資料をそれぞれ提出させていただきました。資料の構成としましては、求人または求職における希望賃金を、一般又はパートの区分により、職種別に集計された資料となっております。本件資料については、ハローワークに提出される求人票に提示される賃金条件である上限額及び下限額を基に作成されたもので、本表の上限賃金については、各事業所より提出される求人票の上限額の平均額、下限賃金については求人票の下限額の平均額が記載されるものでありますし、求職賃金の希望賃金についても求職時における希望賃金の平均額が記載されております。

審議に当たって引き上げの影響を受ける労働者の職種や賃金水準がイメージして頂けるのではないかと思います。

資料No.7（17頁）「新規学卒者の初任給額情報」につきましては、産業別、職業別、規模別の初任給状況を集計したもので、令和3年3月分と、令和4年3月分を資料として提出しております。これは、ハローワークにおける「雇用保険被保険者資格取得データ」を基に作成されたもので、3月～5月に提出されたデータの平均値が記載されています。令和2年以降賃金構造基本統計調査で高卒初任給月額が取れませんので、ここ数年の高卒初任給の水準をイメージして頂けるのではないかと思います。

資料8（19頁）は「雇用失業情勢」です。県内の雇用失業情勢は、求人が休職を大きく上回って推移しており、人手不足感が強いものと思われまます。

資料9（23頁）は「福井県内の労働市場の動き」です。24頁には繊維業の新規求人数や影響率が比較的高いとされる「宿泊・飲食サービス業」等の新規求人数の推移が記載されています。

資料10（27頁）は「毎月勤労統計調査地方調査結果速報」です。

28頁を御覧ください。県内の全産業の現金給与額の推移が折れ線グラフで示されていますが、実質賃金（全産業）は前年同月比に比べ5.6%減で推移しています。

資料11（51頁）は「福井市消費者物価指数」です。

54頁を御覧ください。総合指数と対前年比の推移が福井市と全国とで比べられます。令和4年は全国で2.5%上昇、福井市でも2.1%の上昇があります。59頁以降を御覧いただくと、こういった品目が生活に影響を及ぼしているか分かると思います。前年比からの上昇率が大きいものとして高熱・水道8.6%、食料4.8%があります。

70頁を御覧ください。消費者物価指数（総合）福井市、北陸、全国の比較、企業物

価指数もこちらで確認していただけます。

資料 12 (85 頁) は「消費者物価地域差指数」です。

87 頁を御覧ください。福井県の位置づけは、左 (高いほう) から 16 番目、都市比較で福井市は 52 都市のうち 39 番目となっています。89 頁を御覧ください。全国平均を 100 とした場合、食料については福井県は 103.9 で、最も高い県として福井県が紹介されています。

資料 13 (99 頁) は「福井県景気動向指数」です。

景気動向指数は「足踏みを」を示しています。

資料 14 (113 頁) は「福井県鉱工業指数」です。特定最低賃金の繊維、機械、電気について「繊維工業」「生産用機械工業」「電子部品・デバイス工業」にて動向が御確認できると思います。

資料 15 (123 頁) 「福井県内経済情勢」です。

127 頁を御覧ください。特定最低賃金である百貨店・総合スーパーの販売額に関する推移が見て取れます。

資料 16 (135 頁) は「管内経済情勢報告」、資料 17 (139 頁) は「北陸経済調査」です。北陸地方の比較対象として資料に入れさせていただきました。

資料 18 (151 頁) は「福井県金融経済クォーター」、資料 19 (159 頁) は「景気見通し調査結果」については、インターネット上に公開されている最新の資料です。今後の審議の一助としていただければ幸いです。

次に、資料 20 (175 頁) についてですが、資料目次にありますように、本年 4 月 6 日に取りまとめられました中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の抜粋を入れさせていただきました。

ランク区分を見直す際に用いられた指標です。当該指標については、平成 29 年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標 (5 指標)、給与に関する指標 (9 指標)、企業経営に関する指標 (5 指標) の計 19 指標が選定されています。

今回の全員協議会においても、これらの 19 指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意がなされました。19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 (175 頁～179 頁) のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 (180 頁) のとおりとなったものです。全国での福井の位置づけがイメージできるかと思い御紹介いたしました。

資料 21 ですが、県内の特定最低賃金の 4 業種について、他県との改正の推移を現わしたものです。

資料の説明は、以上でございます。

○新宮会長

ありがとうございました。委員の方々に特にございませんでしょうか。

〈発言無し〉

無いようですので、事務局から次回の案内を求めます。

○木村室長

第501回本審は、7月3日（月）13時30分からの予定です。

場所は、福井市開発1丁目の福井労働基準監督署になります。

開催通知は、明日以降、速やかに郵送させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。では、これにて、審議会を終了します。